

議案第171号

大阪市公園条例の一部を改正する条例案

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第9条の見出しを「(有料施設)」に改め、同条第1項及び第4項中「有料公園及び」を削る。

第9条の6中「有料公園及び」を削る。

第15条第1項第1号及び第2号中「有料公園、」を削り、「有料公園又は動物園」を「動物園又は慶沢園」に改め、同項第3号及び第4号中「有料公園、」を削り、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条中第2項を次のように改める。

2 市長は、動物園又は庭園を30人以上の団体で使用する時の使用料については、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める額を減額することができる。

- (1) 30人以上50人未満の団体 使用料の1割に相当する額
- (2) 50人以上100人未満の団体 使用料の2割に相当する額
- (3) 100人以上の団体 使用料の3割に相当する額

別表第1中1 有料公園の名称、位置、供用日及び供用時間の表を削る。

別表第1 2 有料施設の名称、位置、供用日及び供用時間の表野外卓の項中「休日」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）」に改め、同表中

「

大阪城西の丸庭園	大阪城公園内	1月5日から12月27日まで（月曜日（その日が	1月から2月まで及び11月から12月まで
----------	--------	-------------------------	----------------------

		休日に当たると きはその翌日) を除く。)	午前 9 時から午 後 4 時30分まで 3 月から10月まで 午前 9 時から午 後 5 時まで
--	--	-----------------------------	---

を

慶沢園	天王寺公園内	1 月 2 日から12 月28日まで (月 曜日 (その日が 休日に当たると きはその翌日) を除く。)	5 月及び 9 月の日 曜日、土曜日及び 休日 午前 9 時30分か ら午後 6 時まで その他の日 午前 9 時30分か ら午後 5 時まで
大阪城西の 丸庭園	大阪城公園内	1 月 5 日から12 月27日まで (月 曜日 (その日が 休日に当たると きはその翌日) を除く。)	1 月から 2 月まで 及び11月から12月 まで 午前 9 時から午 後 4 時30分まで 3 月から10月まで 午前 9 時から午 後 5 時まで

に改め、同表を別表第1とする。

別表第3 2 公園を占有する場合の使用料の表中

1,080円		1,130円
3,500円		3,300円
750円		710円
6,300円		5,900円
750円	を	710円
1,900円		1,800円
3,800円		3,600円
6,300円		5,900円
1,400円		1,500円

に、「140円」を「150円」に改める。

別表第3中3 有料公園の使用料の表を削る。

別表第3 4 有料施設の使用料 (5) 庭園の表中

城北菖蒲園	1人1回 200円
-------	-----------

を

慶沢園 (茶室を除く。)	1人1回 150円 (児童等にあつては、80円)
城北菖蒲園	1人1回 200円

に改める。

別表第3中「4 有料施設の使用料」を「3 有料施設の使用料」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の大阪市公園条例別表第3 2 公園を占有する場合の使用料の表（以下「占有使用料の表」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占有に係る使用料について適用し、施行日前の占有に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、占有使用料の表の規定は、施行日から平成28年3月31日までの間における占有に係る使用料について附則第5項の規定による改正後の大阪市公園条例の一部を改正する条例（平成24年大阪市条例第61号）附則第4項の規定の適用を受ける場合には、適用しない。

(経過措置)

- 4 使用許可期間が1年以内の使用で、施行日前の許可に係るものの使用料については、施行日以後、なお従前の例による。

(大阪市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 大阪市公園条例の一部を改正する条例（平成24年大阪市条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の表中

「

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	5,400円
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	5,940円

」

を

「

平成27年4月1日から平成28年3月 31日まで	5,400円
-----------------------------	--------

」

に改める。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

天王寺公園の使用料を廃止し、慶沢園を有料施設とするとともに、公園を占用する場合の使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市公園条例（抄）

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)-(2) 省 略

(3) 有料公園 都市公園の全部又は一部の区域で有料のものをいう。

(4) 省 略

(3)

(有料公園及び有料施設)

第9条 有料公園及び有料施設の名称、位置、供用日及び供用時間は、別表第1のとおりとする。

2-3 省 略

4 第1項の規定にかかわらず、有料公園及び代行施設以外の有料施設については、時宜により供用日又は供用時間を変更することができる。

(準 用)

第9条の6 第9条の2から前条までの規定は、有料公園及び代行施設以外の有料施設について準用する。この場合において、第9条の2から前条までの規定中「代行施設の指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(使用料の減免)

第15条 市長は、次に掲げる使用料を免除することができる。

(1) 有料公園、動物園又は庭園に入場する65歳以上の者（本市の区域内に住所を有する者に限る。第16条の2第6項第2号において同じ。）、児童等（小学校（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の児童及び中学校（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の生徒をいう。以下同じ。）（有料公園又は動物園又は慶沢園にあつては、本市の区域内に住所を有する者又は本市が設置し、若しくは本市の区域内に所在する小学校若しくは中学校の児童若しくは生徒に限る。）及び就学前児童の使用料

(2) 幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員が、園児、児童又は生徒を引率して有料公園、動物園又は庭園に入場するときの当該教員の使用料（有料公園又は動物園又は慶沢園にあつては、幼稚園又は本市が設置し、若しくは本市の区域内に所在する小学校、中学校若しくは特別支援学校の教員が、当該幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の園児、児童又は生徒を引率して入場するときの当該教員の使用料に限る。）

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する施設に入所している者（以下「入所者」という。）が、当該施設の職員に引率されて団体で有料公園、動物園又は庭園に入場するときの入所者、職員及び介護者の使用料

(4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者（保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下同じ。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者その他これらに類するもので市規則で定める者が、有料公園、動物園又は庭園に入場するときのその者及びその者に同伴してその者の介護を行う者の使用料

(5) 天王寺公園（有料公園の区域に限る。以下この号及び次項において同じ。）に入場する者が天王寺動物園の入場券又は大阪市立美術館の観覧券を提示したときの天王寺公園に係る使用料

(6)-(7) 省略

(5) (6)

2. 市長は、次の各号に掲げる使用料については、当該各号に定める額を減額することができる。

(1) 有料公園、動物園又は庭園を30人以上の団体で使用するときの使用料 次に掲げる団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 30人以上50人未満の団体 使用料の1割に相当する額

イ 50人以上100人未満の団体 使用料の2割に相当する額

ウ 100人以上の団体 使用料の3割に相当する額

(2) 天王寺動物園に入場する者（大阪市立美術館に入館した者を除く。）が天王寺公園の入場券を提示したときの天王寺動物園に係る使用料 天王寺公園の使用料に相当する額

2. 市長は、動物園又は庭園を30人以上の団体で使用するときの使用料については、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める額を減額することができる。

(1) 30人以上50人未満の団体 使用料の1割に相当する額

(2) 50人以上100人未満の団体 使用料の2割に相当する額

(3) 100人以上の団体 使用料の3割に相当する額

3 省 略

別表第1（第9条関係）

1 有料公園の名称、位置、供用日及び供用時間

名 称	位 置	供 用 日	供 用 時 間
天王寺公園	天王寺区茶白山町	1月2日から12月28日まで （月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその翌日）を除く。）	5月及び9月の日曜日、土曜日及び休日並びに7月及び8月の日曜日、金曜日、土曜日及び休日 午前9時30分から午後8時まで その他の日 午前9時30分から午後5時まで

2 有料施設の名称、位置、供用日及び供用時間

種類及び名称	位 置	供 用 日	供 用 時 間
野外卓	省 略	省 略	3月1日から11月30日まで（月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその翌日）を除く。）
省 略	省 略	省 略	省 略
庭園（茶室を除く。）	慶沢園	天王寺公園内	5月及び9月の日曜日、土曜日及び

			(その日が休日に 当たるときはその 翌日)を除く。)	休日 午前9時30分か ら午後6時まで その他の日 午前9時30分か ら午後5時まで
	省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

別表第3 (第14条関係)

1 省 略

2 公園を占有する場合の使用料

種 別		単 位	期 間	使 用 料
通路その他これに類するもの		省 略	省 略	<u>1,080円</u> <u>1,130円</u>
電柱及びその支柱その他これに類するもの		省 略	省 略	<u>3,500円</u> <u>3,300円</u>
電線、電らんその他これらに類するもの		省 略	省 略	<u>750円</u> <u>710円</u>
鉄塔、変圧器		省 略	省 略	<u>6,300円</u> <u>5,900円</u>
水道管、下水管、 ガス管その他これ らに類するもの	外径40センチメートル 未満	省 略	省 略	<u>750円</u> <u>710円</u>
	外径40センチメートル 以上1メートル未満			<u>1,900円</u> <u>1,800円</u>
	外径1メートル以上			<u>3,800円</u> <u>3,600円</u>
郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所		省 略	省 略	<u>6,300円</u> <u>5,900円</u>

工事中用板囲、足場、詰所その他の工事中用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事中用材料の置場	省 略	省 略	$\frac{1,400円}{1,500円}$
省 略	省 略	省 略	省 略
営業のための占有	露店営業その他これに類するものための占有	省 略	$\frac{140円}{150円}$
	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略

3 有料公園の使用料

名 称	単 位	使 用 料
天王寺公園	1人1回	150円（児童等にあつては、80円）

4 有料施設の使用料

3

(1)-(4) 省 略

(5) 庭園

名 称	使 用 料
慶沢園（茶室を除く。）	1人1回 150円（児童等にあつては、80円）
省 略	省 略

(6) 省 略

大阪市公園条例の一部を改正する条例（平成24年大阪市条例第61号）

（抄）

附 則

1 - 3 省 略

4 次の表の第3欄に掲げる期間における占用使用料の表の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、同表の第3欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

省 略	省 略	省 略	省 略
占用使用料の表郵便差出箱、 信書便差出箱、公衆電話所の 項	省 略	省 略	省 略
		<u>平成28年4月1日から平成29年 3月31日まで</u>	<u>5,940円</u>